

近世琉球の欧米船迎接体制とその特徴 —「三条約」締結後の虚構組織を事例に—

大 城 直 也

和文要旨

一九世紀中葉の東アジア地域は、アヘン戦争を契機に欧米諸国が進出してきた。いわゆる「西洋の衝撃」である。こうした影響は琉球王国へも波及し、英仏宣教師の逗留問題、琉米・琉仏・琉蘭修好条約締結へと至った。

こうした欧米船の渡来に対して、首里王府は偽名・偽官を用いた虚構組織による外交交渉を展開していった。先行研究によれば、琉米条約を画期として、偽名から実名へと変化したと指摘されている。本稿では、琉蘭条約締結以降に渡来した英国船の対応をみていくことで、先行研究で示された虚構組織の特徴を再検討してみたい。

本稿の検討で得られた特徴を述べると、次の通りである。これまでの王府による迎接体制は、米国や仏国・蘭国が主であった。すなわち、条約締結国である。条約締結国に対しては条約を締結してしまったため、偽名を用いる意味が無くなった。それに対して、英国とは条約を締結していない。そのため、旧来通りの偽名・偽官による迎接体制を実施していたのである。

したがって、条約締結以降の王府による欧米船迎接体制は、条約の有無によって、実名と偽名を使い分けていたと結論付けたい。

外国語要旨

Western countries expanded into East Asia in the wake of the Opium War. This movement affected The Ryukyu Kingdom as well. The government of the Ryukyu Kingdom used to negotiate with western ships by using fictional names and organisations. Earlier studies point out that there was a shift from pseudonyms to real names used by the Ryukyu government during this period. This paper will present examples from the period after the Convention was signed and reexamine the characteristics of fictional organisations adopted by the Ryukyu Kingdom.

The main points of this paper are as follows. The Ryukyu Kingdom used its real name for countries with which they had made a treaty. However, they used pseudonyms for countries with which they did not have any treaties before.

Thus, the Ryukyus used either their real names or pseudonyms, depending on the countries they dealt with.

キーワード

近世琉球 西洋の衝撃 「三条約」 迎接体制 総理官 布政官
尚家文書 明治維新 戊辰戦争 欧米船 異国船

はじめに

一九世紀中葉の東アジア地域は、アヘン戦争を契機に欧米諸国が進出してきた。いわゆる「西洋の衝撃」である¹。アヘン戦争後当初の清は、条約を締結したものの、イギリスとの関係は互市の枠内のことであり、冊封・朝貢体制に大きな変革は加えられなかった²。しかし、第二次アヘン戦争（1856年）を契機に欧米諸国の公使館が北京に開かれるなど清の国際関係が徐々に変容してきたのである。こうした中で、日本では政体に変化し、明治日本が成立する。朝鮮は清の主張する「属国」としつつ、諸条約には「自主」を兼ねた「属国自主」と位置づける³。また、欧米諸国への抵抗として、インド大反乱（1857年）、ベトナム大抵抗（1858年）が起きた。こうした欧米諸国の進出により、東アジアの国々は、それぞれの外交で対峙することになっていった。

さて「西洋の衝撃」による影響は、琉球王国も例外ではなく、1840年以降に渡来した欧米船の数は増加し、英仏宣教師の逗留⁴、1854年には琉米条約、55年の琉仏条約、59年の琉蘭条約締結へと至った⁵。なお、本稿ではこれら3つの条約を「三条約」と呼称する⁶。

欧米船が渡来した際、近世期の琉球王国は先行研究で明らかにされているように、二つの方法で対処していた。1つ目が欧米船対応に関わる規定、2つ目が偽名・偽官を用いた外交交渉であった。

1つ目の対応規定に関する根本法として、1704年に薩摩藩から布達された「宝永元年御条目」（以下、「御条目」）がある⁷。この「御条目」は中国船・朝鮮船・西欧船（スペイン・ポルトガル・イギリス・オランダ）を対象としていた法令であった。次第に、19世紀中葉になると渡来する欧米船の増加によって、嘉永期と安政期に2度改変されている⁸。また、この「御条目」から派生し、欧米船対応に特化した規定書として「異国方御用帳」が策定された⁹。その後、1859年の琉蘭条約締結以降には欧米船対応の規定を総括した「例抜」が作成されていった¹⁰。

2つ目は、欧米人が上陸すると、首里王府（以下、王府）の中から、偽名と偽官を用いた虚構組織で対応を行っていた¹¹。虚構組織の特徴については後段で触れるが、王府は正式な外交交渉を行わないように、ダミーとしての王府を演出していたのである。

こうした近世琉球における王府の欧米船迎接体制について、1859年までの琉蘭条約までしか検討されていないという問題がある¹²。その後、1872年の琉球藩設置を契機に、明治政府は欧米諸国との外交を管轄していく。また、翌年には明治政府より「三条約」原本の提出が要求され、琉球は実際に提出へと至った。このように、「三条約」締結以降における琉球の欧米外交について、「条約」の提出をめぐる攻防などについては議論されてきた¹³。

しかし、「三条約」締結以降の1860年から琉球藩が設置される1872年の12年間、欧米船が来航した際、王府がどのような対応を行っていたのか、その点については検討の余地があると思われる。

幸いにも近年公開された尚家文書のなかに、600号「明治元年 異国日記」がある。そこには、1868（明治元・同治七）年に渡来した英国船の対応を記録しており、琉球藩設置直前の欧米船対応について分析できると考えられる。

本稿では、本史料を中心に検討し、「三条約」締結以降における王府の迎接体制について紹介し、考えてみたい。

1 総理官・布政官について

王府は欧米人応対の際、虚構の官職・偽名を用いて外交交渉に当たっていた¹⁴。それら虚構組織は総理官・布政官・地方官と称し、先行研究では【表1】らの人物が任命されていることが明らかにされている。例えば1854年の琉米条約締結には総理官が「尚宏勲」として偽名のまま調印している（【表1】①—No.6）。

【表1】総理官・布政官任職一覧表

①総理官

	偽名	実名（唐名 / 琉名）	在任期間	備考
1	向邦輝	向鴻基 今帰仁按司朝英	1816年	・バシルホール（英）の渡来、その時に「布政大夫」と呼称。
2	尚延柱	古謝按司	1846年	
3	尚延柱	马克仁 国頭王子正秀	1846年5月～ 47年5月（?）	・デュプラン（仏） ・セシル（仏） ・フォルカード（仏） ・ベッテルハイム（英）
4	尚国棟	向国柱 名護按司朝拳	1849年11月～ 1850年5月	・ベッテルハイム逗留（英）
5	尚大謨	摩文仁按司朝健	1850年9月～ 1853年5月	・ペリーの来航と首里城への強行訪問（米）
6	尚宏勲	向元楷 金武按司朝昌	1853年5月～ 1855年8月	・琉米修好条約締結
7	実名	向景保 本部按司朝章	1855年9月～ 1858年7月	・ゲラン提督と交渉（仏） ・琉仏修好条約締結
8	実名	向鳳儀 高嶺按司朝儀	1858年12月～ 1859年7月	・琉蘭修好条約締結

②布政官

	偽名	実名（唐名 / 琉名）	在任期間	備考
1	向永保	毛達徳 座喜味親方盛普	1844年3月～ 1847年4月	・セシル提督（仏）
2	馬良才	向如山 棚原親方朝矩	1846年7月～ 1856年6月	・セシル提督（仏） ・ペリー提督（米） ・ゲラン提督（仏） ・琉米修好条約締結 ・琉仏修好条約締結
3	毛鳳鳴	向大侏 安室親方朝昌	1846年7月～ 1854年6月	
4	翁鴻慶	（馬氏）桃原親方良輔	1847年4月～ 1851年12月	
5	翁徳裕	向徳裕 野村親方朝宜	1851年12月～ 1859年7月	・琉仏修好条約締結 ・琉蘭修好条約締結
6	実名	向龍光 垣花親方朝範	1855年10月～	

7	実名	毛日昇 勝連親方	1856年9月～ 同年12月	
8	実名	毛光緒 伊野波親方盛方	1856年9月～ 同年11月	
9	実名	馬克承 小禄親方良泰	1858年7月～	
10	実名？	識名親方	?～1868年4月	・尚家文書599号 →フユレー(仏) ・尚家文書600号
11	実名？	宮里親方	?～1868年4月	・尚家文書599号 →フユレー(仏) ・尚家文書600号
12	向邦口	大宜見親方	1868年4月～	・尚家文書600号
13	馬昌保	宮平親方	1868年4月～	・尚家文書600号

※田名真之「王府の異国船迎接体制」所収の「総理官等任職一覧表」をもとに作成した。

※また、〔㉔—No.10～13〕は尚家文書599号/600号で新たに任職されていた人物である。

また、彼らは琉球国王の「代理人」として外交文書を作成しており、欧米人との間で書簡が交わされていた¹⁵。では、その始期はいつだろうか。田名真之氏によれば、迎接体制がいつ頃から構築されたか不明であるが、1816年の英国船（アルセスト号・ライラ号）の渡来時には「布政大夫」や「地方官」が見いだせることから（【表1】①—No.1）、19世紀に入ってから成立したと推論している¹⁶。虚構組織の特徴について、田名氏は「王府が異国船への対応のために構築した総理官、布政官、地方官、さらにいえば評定所の実務部隊の異国通事、久米村の異国大夫、通事らの組織は、結果として多くの異国船に対応し、1840年頃まで何とか事を処理したと言える。しかし、仏宣教師の逗留以降、様相が異なり、かつてのそのつどつどの臨時的な体制から恒常的な体制へと変化させた」と述べている¹⁷。また、1854年の琉米条約締結を画期として「その場限りのごまかしは通用しない時代に入ったため、王府は異国人と対応する総理官らも偽名を用いる必要がない、実名の通りでよい、とした」と解釈している¹⁸。

また、紙屋敦之氏は「1859年7月6日の琉蘭修好条約に調印した総理大臣向鳳儀・布政大夫翁徳裕を最後に以後、総理官・布政官は確認されない」としている¹⁹。

こうした王府の迎接体制はいつ頃まで存在していたのだろうか。「はじめに」でも触れた通り、これまでの先行研究では明らかにされていない。また、徐々に偽名から実名へと変化を遂げているが、先行研究の解釈は妥当なのだろうか。田名氏の検討は、米国や仏国、蘭国が主であった。すなわち、条約締結国である。例えば、非条約締結国の英国にも同様に実名で対処していたのであろうか。次章では、以上の関心から1868年の事例に基づいて検討していこう。

2 1868年の時期的特徴と英国船来航

1868年は、江戸幕府一五代将軍の徳川慶喜が朝廷へ政権を返上する大政奉還、その後王政復古の号令が出された。それによって、天皇を中心とした維新政府の樹立と徳川慶喜を中心とした旧幕府軍との間で戦闘が行われた。それが鳥羽・伏見の戦いをはじめとする戊辰戦争である²⁰。

こうした情勢時に一隻の英国船が琉球へ渡来した。「明治元年 異国日記」をみていくと、閏4月23日に那覇港で英国船一隻を確認し、29日に出帆している。

渡来時に、初動対応として事情聴取を行った異国通事（多嘉良里之子親雲上）から王府へ以下の報告がなされた。

【史料1】²¹

…多嘉良より本国来着之次第相尋候処、嘆吉利国之官船人数百人内唐人式人乗込、横浜・大阪・長崎・鹿島江参…用水・薪木不自由有之、右所望として汐懸四日程致滞在唐江出帆…

渡来した英船から得た情報では、船の基本情報（船籍・乗船人数）を聴取している。また乗組員の中には、中国人（「唐人」）が二人確認できる。聴取した内容は船の基本情報以外にも、琉球への来航ルートと来航目的を聞き取っている。また、本史料の末尾に船名として「色本的（サイペンテ）」、船主名として「プロケ」とある。サイペンテ号は中国へ目指してため「用水・薪木不自由有之」とあることから、渡来目的は物資の補給であった。

またここで興味深いのは、琉球への来航ルートである。冒頭でも触れたように、当該期の日本では戊辰戦争が起きていた。こうした時期にサイペンテ号は横浜→大阪→長崎→鹿児島といった日本の主要な港を経由していたのである。先行研究でも示されている通り、欧米船との接触は琉球を取り巻く海外情報を得る機会でもあった²²。本事例でも例外ではなく、渡来した英人より異国通事（多嘉良里之子親雲上）が入手した情報は次の通りであった。

【史料2】²³

今日嘆人共上陸臨海寺江参、通事係多嘉良里之子親雲上江漸之内二、當分江戸表合戦之段申候付、多嘉良より成行相尋候処、此間鹿嶋長州組合二而、於大阪江戸与致合戦、江戸表者及戦負引退、當分右両州江戸表江差寄江戸会津与合戦之最中二候処、鹿長両州者強ク江戸表者弱相成居段為申由、多嘉良申出有之候事、御仮屋方江茂御届可申出候、此段致問合候、以上、

本史料は多嘉良里之子親雲上が上陸した英人達から聴取した内容を王府へ報告後、薩摩在番奉行へも報告されたものである。ここで出てくる「鹿嶋長州組合」は維新政府を指している。大阪において維新政府（「鹿嶋長州組合」）が旧幕府軍（「江戸表」）と合戦をし、旧幕府軍は負け江戸へ退き、維新政府が江戸へ進み、現在は江戸・会津と合戦をしている最中とある（会津戦争）。こうした一連の動向を踏まえて、英人達は旧幕府軍（「江戸表」）が弱く、維新政府（「鹿長両州」）は強いと評していることが分かる。

ここで特筆すべき点は、明治維新に関する情報が、来航してきた英国船より伝播してきたということであろう。

先行研究では、真栄平房昭氏が福地家文書伝来の「日記」から「桜田門外の変」・「薩英戦争」・「戊辰戦争」・「榎本艦隊の風聞」が見いだせることを紹介し、薩摩-琉球間の海上交通は年貢米や砂糖などの商品を運ぶだけではなく、日本情報の伝達ルートであったことを指摘されている²⁴。しかし、本事例の【史料2】からもみえるように、日本情報は薩摩藩のみではなく、開港地を経由した欧米船からも伝来していたのである。

3 「条約」の有無と王府の迎接体制

23日に上陸した英人一行は、翌日に上陸し首里への登城を目指す旨を王府側へ伝えた。その際にカメラ（「影移道具」）を持参し、首里や住民（特に女性）を撮影したいという申し出であった。この対応について王府内部で協議し、この地（琉球）の女性は欧米人に対して恐怖するという理由を述べ断ること²⁵、となっている。

こうした議論のあと、英人一行が首里への登城を警戒した王府では、次の役職が設置されることになった。

【史料3】²⁶

対異国人二布政官勤、宮里親方代早々相濟せ、唐名差下候様可被取計候、依仰此段致問合候、以上、

閏四月廿三日 小禄親雲上
新垣親雲上

大宜見親方 唐名 向邦口
宮平親方 唐名 馬昌保

右対異国人布政官勤、識名親方仕切御暇乞、宮里親方死去付代被仰付被下度旨、被達上聞相濟候間此段致問合候、以上、

閏四月廿三日 新垣親雲上
小禄親雲上

右之通申来候間致問合候、以上、

閏四月廿四日 小禄親雲上
長史

【史料3】は布政官の設置に関わる内容である。それによれば、英国人の対応に関わる準備として、布政官の宮里親方の代わりに勤める役人へ新しく唐名を下すよう申請をしている。また識名親方は忌服中のため（「仕切御暇乞」）、宮里親方は死去した。そのため、新しい布政官は、国王の裁可を受け、大宜見親方と宮平親方が新しく任命され、それぞれに唐名が下された。また、このことについては久米村長史にも通達されている。

別事例であるが、「暎国火輪船来着日記」には「尤野村唐名之儀者其元より久米村方江相考させ、左候而相究次第爰元江茂可被申越候」²⁷とあり、新しく布政官を勤める野村親方の唐名は久米村に考えさせていた。このことから、本事例でも偽名となる唐名は久米村へ考えさせ、それが決まると久米村（長史）へ報告したのだろう。

ところで、【表1】②—No.5】の野村親方朝宜までは、翁徳祐という偽名を用いて琉仏修好条約（1855年）へ調印している。それ以降に確認されている人物は、みな実名を用いて外交交渉を行っていたことになる。

1859年の時点では、No.5の野村親方朝宜、No.9小禄親方良泰が布政官として任命されていたことになるが、【史料3】で新しく任命された大宜見親方と宮平親方の前任者に宮里親方と識名親方がいる。

以上のことから、【史料3】に出てきた識名親方（【表1】②—No.10）・宮里親方（【表1】②—No.11）、そして新しく任命された大宜見親方（【表1】②—No.12）・宮平親方（【表1】②

—No. 13) は先行研究で明らかにされていなかった。よって彼ら 4 人は、1859 年から 1868 年の間のなかで、新しく布政官へ任命されていた人たちということである。したがって、「三条約」締結以降の中で布政官がみえることから、1868 年でも欧米船に対応する迎接体制が存在していたことが指摘できよう。

次に、偽名についてである。前章でも触れたとおり、田名氏は 1854 年の琉米条約締結を画期として、偽名を用いる必要がなく、実名を用いており、ここに「王府の異国船対策の虚構は終焉を迎えることとなる」と解釈する²⁸。

しかし、史料中に「唐名差下候様可被取計候、依仰二此段致問合候」とあるように、新しく名乗る唐名が指示されている。こうしたケースにおいて、名乗る唐名が指示されていることは、偽名としての意味合いが強いと考えられる。このことから、上述した田名氏の指摘は修正する必要があるだろう。

本事例を考慮すると、条約締結以降にも偽名と偽官を用いた虚構組織が機能していたのである。確かに、【表 1】の総理官・布政官任職一覧表をみても、1854 年を皮切りに徐々に総理官・布政官は実名を用いている。しかし、前章でも触れたが、当時の史料的制約も大きいため、田名氏や紙屋氏が検討していた事例は米国船や仏国船が主であった。そのため、虚構組織と「条約」締結の有無と関連づけた検討までは至ってはいなかったと考えられる。よって、田名氏が指摘した虚構組織による偽名と実名の使い分けは、別の所に理由があると考えている。

ところで、1858 年から 1862 年まで琉球に逗留していた仏人宣教師のフェレーがいる。彼が琉球を去る 1862 年の記録が尚家文書に伝来している²⁹。そのときの外交交渉役として出てくる人物として、次のようにある。

【史料 4】³⁰

佛人等江天主教御断相成候付、…総理官高嶺按司・布政官識名親方・宮里親方二者いまた面会も無之候間…

本史料から 1862 年の事例の際に任命されていた総理官・布政官らが見いだせる。総理官に任命されていた高嶺按司は先行研究でも把握されており（【表 1】①—No. 8）、実名で対応していた。その次に布政官を務めていた識名親方・宮里親方がいる。この二人は 1868 年の事例（【史料 3】）で出てくる退任者の布政官らと符合する。高嶺按司が偽名を用いていなかったことから、同じく識名親方・宮里親方も偽名を用いず、実名で対応していたと類推できよう。このことから、仏国に対しては偽名ではなく、実名を用いていたと考えられるのである。

また、「三条約」締結以降における 1859 年にも英国船が琉球へ渡来していた。その事案は、徳之島へ漂着し、英人を琉球へ転送された事例である³¹。送還方法として、福州もしくは長崎へ転送するか、といった議論を王府内で行い、最終的には琉球で船を仕立てて送還させる方針を採った。こうした対応方針を策定する中で、英国の認識について「暎国二者約条取替無之故…」³²と示していた。すなわち、王府は同じ欧米諸国と外交の際、条約の有無を加味して対応方針を検討していたのである。

こうした上記に見いだせる王府の欧米船対応の事例を踏まえ、もう少し踏み込んで述べると、条約締結国（米・仏・蘭）と非条約締結国（英）との間で対応の際に、名前の用い方が違っていたのではないだろうか。すなわち、条約締結国である米・仏・蘭では、すでに条約を締結し

てしまったため、偽名を用いる意味も無くなり実名を用いた。しかし、条約を締結していない英国には従来通りの方針として偽名を用いて対処したと考えられるのである。

以上のことから、王府は欧米諸国との間で締結した条約の有無に応じ、偽名を用いて対処していたと指摘したい。

おわりに

本稿では、1868年の事例を手がかりに欧米船に関する王府の迎接体制について検討した。「三条約」締結以降にも新たに布政官に任命された人たちがいたこと、当該期の欧米船迎接体制の性格、すなわち「条約」締結の有無に応じて、虚構組織が継続していたことを明らかにした。ただし本稿では、検討した事例が少ないため、ほかの事例も収集することで、提示した論点を綿密に検証する必要がある。

最後に本稿で検討することができなかった課題を述べておきたい。近世琉球に入ると、中国・日本以外にも、第3のプレイヤーとして欧米諸国が登場する。こうした欧米船の対応に特化したセクションとして、琉球の異国方（以下、異国方）と考えられるが、これまでの先行研究ではいつ頃から異国方が組織されたのか、その特徴や機能など内実が明らかになっていない点が多い。19世紀中葉の史料には、「異国方按司」や「異国方布政官」と見いだせることから、近世琉球の時間軸のなかで、異国方の変遷や位置づけについて明らかにしておく必要がある。

また、1872年になると琉球王国は明治政府によって、一方的に琉球藩に位置づけられる。例えば、上白石実氏は近世から近代移行期の日本における漂流民の救助・送還体制の近代化について指摘している³³。こうした琉球藩の時期における欧米船対応にどのような変容があったのだろうか³⁴。

ここで掲げた点は、今後の課題として考えていきたい。

〈付記〉

本稿は、首里城研究会（2022年2月5日）で発表した「明治維新时期における琉球の欧米船対応—明治元年英国船渡来を事例に—」をもとに加筆・修正したものである。参加された方々から貴重なご意見を賜り、多くの示唆を得た。ここに記して感謝申し上げたい。

- 1 当該期の東アジア情勢については、南塚信吾『「連動」する世界史 19世紀世界の中の日本』（岩波書店、2018）、三谷博・川島真「アヘン戦争・明治維新时期の世界史—1840～95年—」（南塚信吾編『MINERVA世界史叢書③ 国際関係史から世界史へ』ミネルヴァ書房、2020）を参照した。なお、アヘン戦争後に締結した南京条約によって、中国の五港が開港した（「開港場システム」の成立）。それによって、これまで清朝が抱えていた海上貿易の管理崩壊や貿易赤字による銀流出といった問題が、解決に向かったことを指摘されている。近年では、こうした論点から村上衛氏が、清朝が抱えていた課題を克服し、中国が変化する機会であったと捉えることで、「西洋の衝撃」に関する歴史像の再解釈を提示している（村上衛「清朝の開港の歴史的位相」吉澤誠一郎ほか編『岩波講座 世界歴史 17』岩波書店、2022）。
- 2 川島真「東アジア世界の近代 一九世紀」（和田春樹ほか編『岩波講座 東アジア近現代通史第1巻 東アジア世界の近代 19世紀』岩波書店、2010）。
- 3 岡本隆司『世界のなかの日清韓関係史 交隣と属国、自主と独立』（講談社、2008）。
- 4 英仏宣教師逗留問題については、生田澄江「幕末におけるフランス艦隊の琉球来航と薩琉関係」（『沖縄文化研究』第19号、1992）、岡部敏和「「大総兵船」の琉球来航と琉球王府の対応—清国への請願

- を中心に—」（『日本歴史』第747号、2010）、下岡絵里奈「一九世紀中葉の琉球における宣教様相とキリシタン禁制—フランス人宣教師を中心に—」（『沖縄文化研究』第45号、2018）、張子康「河口通事と一九世紀の琉清関係—逗留西洋人宣教師退去の請願運動を中心に—」（『東洋史研究』第80号、2022）らがある。
- 5 琉球王国と欧米諸国との間で締結した条約（「三条約」）については、横山伊徳「日本の開国と琉球」（曾根勇二、木村直也編『新しい近世史② 国家と対外関係』新人物往来社、1996）、豊見山和行「琉球王国末期における対外関係—琉米・琉仏条約締結問題を中心に—」（『歴史評論』第603号、2000）、岡部敏和「米国ペリー艦隊の琉球来航と琉球「開国」問題—「琉米約定」をめぐる琉球王府・薩摩藩間交渉を中心に—」（『明治維新史研究』第9号、2013）、ティネッコ・マルコ『世界史からみた「琉球処分」』（榕樹書林、2017）がある。
 - 6 「三条約」という用語については、同上、ティネッコ著書。
 - 7 豊見山和行「一七世紀における琉球王国の対外関係—漂着民の処理問題を中心に—」（藤田覚編『一七世紀の日本と東アジア』山川出版社、2000）
 - 8 島尻克美「異国船取扱い規定に関する一考察」（山本弘文先生還暦記念論集刊行委員会編『琉球の歴史と文化』本邦書籍、1988）。
 - 9 拙稿「琉球の異国船対応規定に関する考察—「異国方御用帳」を中心に—」（『琉球沖縄歴史』第3号、2021）。
 - 10 同上、拙稿。
 - 11 近世琉球の欧米船迎接体制に関わる虚構官職について、田名真之「王府の異国船迎接体制—総理官を中心に」（『琉球王国評定所文書 第14巻』浦添市教育委員会、1998）がその性格と意義を明らかにしている。その後も、紙屋教之「王国末期首里王府の異国対応と薩摩藩」（『東アジアのなかの琉球と薩摩藩』校倉書房、2013、初出2009）、小林伸成「幕末琉球における異国人応接「官職」制度—フォルカード逗留期を事例に—」（『地方史研究』第66号、2016）により分析が行われている。
 - 12 琉球史の基本史料集である『琉球王国評定所文書』（全19巻）が刊行された。それらには、近世後期における欧米船対応を記録した史料が伝来している。しかし、欧米船関係史料は1859年までの記録しかない。また、『琉球王国評定所文書』を中心に活用した研究成果として、上原兼善『黒船来航と琉球王国』（名古屋大学出版会、2021）がある。
 - 13 前掲（5）ティネッコ著書、ティネッコ・マルコ「1860年代における徳川幕府による琉球の位置附け—幕府がイギリス政府に提出した返書と報告書を中心に—」（『東洋史研究』第78巻、2020）。
 - 14 前掲注（11）田名論文。
 - 15 小祿隆司「琉球国の「対欧米発給文書」の基礎的考察—残存形態、作成・発給、様式、発給主体に着目して」（『琉球沖縄歴史』第3号、2021）。
 - 16 前掲注（11）田名論文。
 - 17 前掲注（11）田名論文。
 - 18 前掲注（11）田名論文、35頁。
 - 19 前掲注（11）紙屋論文、297頁。
 - 20 当該期の日本情勢については、鶴飼政志『明治維新の国際舞台』（有志社、2014）参照。
 - 21 尚家文書600号「明治元年 異国日記」（那覇市歴史博物館所蔵）。
 - 22 近世琉球の情報論については、真栄平房昭「近世日本における海外情報と琉球の位置」（同『琉球海域史論（下）—海防・情報・近代』榕樹書林、2020、初出1990）等を参照。また、江戸幕府の対外政策と琉球からの情報については、松尾晋一「アヘン戦争情報と幕府対外政策」（『東アジア評論』第11号、2019）で言及されている。
 - 23 前掲注（21）「明治元年 異国日記」。
 - 24 真栄平房昭「幕末・維新时期における琉球の位置」（『琉球海域史論（下）海防・情報・近代』榕樹書林、2020、初出2001）。
 - 25 前掲注（21）「明治元年 異国日記」。該当記事は次の通りである。
 明日暎人共影移道具持候而、首里江罷登候段申出有之候間、其心得を以登次第、御客屋・安国寺之間江招入茶菓子馳走為致候様、尤爰許二而女人影移いたし度申立有之候付、此地之女人異国人口候儀驚怖いたし請合兼候段相断置候得共、若又於其許申立候儀茂候ハハ、右之趣を以相断候様可被取計候、

依仰此段致問合候、以上、

附、通事係佐久本筑登之親雲上二者、明日罷下由候得共、本文通喚人共罷登候付而者、

先以其許江扣居通弁向相勤候上、罷下候様可被申渡候、

閏四月廿三日

小禄親雲上

新垣親雲上

- 26 前掲注 (21) 「明治元年 異国日記」。
- 27 評定所文書 1460 号 「暎国火輪船来着日記」 (琉球王国評定所文書編集委員会編 『琉球王国評定所文書』 第 5 卷、485 頁)。
- 28 前掲注 (11) 田名論文。
- 29 尚家文書 599 号 「牧志上国一件 異国日記」 (那覇市歴史博物館所蔵)。
- 30 同上、「牧志上国一件 異国日記」。
- 31 尚家文書 636 号 「英人介抱日記」 (那覇市歴史博物館所蔵)。
- 32 同上、「英人介抱日記」。
- 33 上白石実 「漂流民救助と送還の近代化」 (『十九世紀日本の対外関係』 吉川弘文館、2021、初出 2017)。
- 34 すでに、西里喜行 「明治初期在日琉球使節の任務と動向 I」、同 「明治初期在日琉球使節の任務と動向 II」 (豊見山和行編 『琉球国王家・尚家文書の総合的研究 2004 年度～2007 年度 科学研究費助成金 (基盤研究 (B)) 研究成果報告書 課題番号 16320091』 琉球大学教育学部、2008)、渡辺美季 「一八七二～七三年の那覇—イギリス船ベナレス号の遭難事件から見た「世界」—」 (羽田正編 『MINERVA 世界史叢書① 地域史と世界史』 ミネルヴァ書房、2016)、小林伸成 「琉球藩漂着人「取扱」を巡る嘆願と明治政府」 (『立正史学』 第 126 号、2019) らの成果がある。しかしまだ低調なテーマであり、具体的な史実の発掘も含め、検討課題は多い。